

院内掲示

令和8年6月1日現在
医療法人あけぼの会
こまち透析クリニック
(08・1161・5)

厚生労働大臣が定める掲示事項等は、以下の通りです。

【東北厚生局長への届出事項に関する事項】

当クリニックは下記の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

特掲診療料の施設基準等

	受理番号	算定開始年月日
○人工腎臓	(人工腎臓)第43号	令和元年6月1日
○導入期加算1	(導入1)第36号	平成31年4月11日
○透析液水質確保加算	(透析水)第53号	令和元年8月1日
○慢性維持透析濾過加算		
○下肢末梢動脈疾患指導管理加算	(肢梢)第25号	平成31年4月11日
○在宅血液透析指導管理料	(在血液)第3号	令和元年6月1日
○腎代替療法診療体制充実加算	(腎診充)第12号	令和8年6月1日
○外来・在宅ベースアップ評価料Ⅰ	(外在ベⅠ)第480号	令和8年6月1日
○外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱ	(外在ベⅡ7)第1号	令和8年6月1日
○酸素単価	(酸単)第8792号	令和8年4月1日

* 下肢末梢動脈疾患指導管理加算

当クリニックでは、透析患者様全員に対して、足の診察と血管進展性検査による下肢末梢動脈疾患のリスク評価を定期的に行っています。

下肢末梢動脈疾患の疑いがあり、詳しい検査や外科的治療が必要な場合は、連携病院である「平鹿総合病院」にご紹介いたします。

以上、ご不明な点がございましたらスタッフにご相談下さい。